

いわき市 地域型保育事業における連携施設設定等に係る取り扱い指針

【1. 本指針の目的について】

地域型保育事業者（居宅訪問型保育を行う者を除く。以下同じ。）と連携施設（認可保育所、認可幼稚園及び認定こども園に限る。以下同じ。）が、連携内容について円滑に協議できるよう、具体的な内容・水準等を示すもの。

【2. 本指針が適用される対象について】

- ・ いわき市から事業認可及び確認を受け、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を実施する事業者
- ・ 連携施設として設定される認可保育所、認可幼稚園、認定こども園

【3. 連携施設の設定について】

地域型保育事業者は、認可要件として、次の内容を担う連携施設を確保しなければならない（いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「市条例」という。）第7条）。

- ①保育内容の支援
- ②代替保育の提供
- ③卒園後の受け皿の役割

※ 平成27年度から平成31年度末までは経過措置あり（市条例附則第3項）。ただし、設定するまでの間は公定価格上（の給付に係る分）の減算対象となる。

※ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、上記①及び②に係る連携は要しない（市条例第46条）。

連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はなく、複数の施設を連携施設とすることも、連携施設側が複数の地域型保育事業の連携施設となることも可能とする（内閣府作成「事業者向けFAQ」）。

また、一の連携施設が上記①～③の機能の一部しか協力できない場合にあつても、複数の連携施設と協定を結ぶことにより、①～③の内容のすべてを担保できる場合に限り、当該一部しか協力できない施設も連携施設とすることができる取扱いとする。

連携施設の設定にあつては、地域型保育事業者と連携施設の設置者との間で調整し、設定することが基本となるが、その調整が難航した場合は、地域型保育事業者からの求めに応じて、いわき市が必要な支援を行うものとする（内閣府作成「自治体向けFAQ」）。

【4. 連携の内容等について】

地域型保育事業の特性を踏まえ、市条例上、連携施設の役割は次の(1)～(3)の連携内容のすべてを担うことを定めている（保育所型事業所内保育事業は(3)のみ）が、具体的な取組内容は、次の基準等に基づき、地域型保育事業者と連携施設との間で協定により定める必要がある。

(1) 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な

家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと（市条例第7条第1号関係）。

●具体的な内容・水準

この項目中「相談・助言」は必須とし、その他は地域型保育事業者の必要に応じて選択する項目とする。

項目	内容・水準
相談・助言【必須】	保護者等への支援について、連携施設への相談を行い、助言を受ける。
合同保育 (行事への参加)	連携施設との定期的(年6回程度を推奨)な合同保育の場(行事への参加)により、集団保育の機会を確保する。
園庭開放	地域型保育事業の屋外遊戯場に比べ、広さのある連携施設の園庭等の定期的な利用により、運動遊びを通じた児童の健康の増進を図る。
給食	<p>自園調理を行わず、連携施設で調理した給食を搬入する場合には、運搬体制も含めた衛生管理面、適温給食等を考慮し、一定の要件(距離、配送所要時間等)を満たすことを原則とする。</p> <p>なお、この場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が別途必要となる。</p> <p>(参考:給食運搬の距離等の目安)</p> <p>距離:4キロメートル程度</p> <p>配送所要時間:15~20分以内</p> <p>※配送するには、専用ボックス等を使用するなど衛生的配慮が必要。</p>
合同健康診断	<p>連携施設と嘱託医を同じくする場合、連携施設の嘱託医による合同の健康診断(内科・歯科)を受ける。</p> <p>※内科に係る健康診断は年2回以上とする。(いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条に準拠)</p>

(2) 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。)を提供すること(市条例第7条第2号関係)。

なお、代替保育の提供にあたり、その方法(連携施設で保育を受けるか、代替要員の派遣を受けるか)は、双方の協議により、いずれの場合でも可能とする。

●具体的な内容・水準

項目	内容・水準
代替保育が必要な場	代替保育は、例えば次の場合に必要となることが考えられる

合	<p>が、どのような場合に代替保育を実施するかについては、地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><代替保育が必要になる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育者の疾病 ○ 保育者のリフレッシュ休暇・研修会出席 ○ 災害等による保育場所の滅失・き損 など
連携施設側が受け入れを拒むことができる場合	<p>上記にかかわらず、代替保育を実施することにより連携施設側で児童の安全な教育・保育や、施設運営自体に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、代替保育を受け入れないことができることとする。ただし、やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的には地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><連携施設側が受け入れを拒むことができる場合の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設及び地域型保育事業の双方または一方の児童の伝染性の疾病(疑いも含む)により重篤な感染等の恐れがある場合 ○ 代替保育を受け入れることにより、連携施設側で職員配置基準や面積基準等を満たせなくなる場合(ただし、毎回当該事由により受け入れを拒み続けるといったことがないように普段から体制や方法を整えておく必要がある) ○ 通常の保育を超える注意を要する特別な支援を必要とする児童がおり、当該児童のために必要な人員を配置できない場合 ○ 連携施設で代替保育することについて地域型保育事業者側の児童の保護者の同意が得られない場合 ○ 地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合 ○ 連携施設としての機能提供に係る費用負担に滞納がある場合 など
代替保育時の損害対応	<p>代替保育中に発生した損害については、原則としてすべて地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険(損害の被害者・加害者のいずれも保障する内容)に加入することとする。また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし、連携施設側に仲介等の負担をかけないよう留意する。</p> <p><損害の例></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域型保育事業者側の児童のケガ、病気罹患、誤飲等の事故 ○ 地域型保育事業者側の児童による、連携施設側の児童、施設及び設備等への加害による損害 ○ 地域型保育事業を実施する場所と連携施設間の移動中に発生した損害 など
費用負担	費用負担の額については、後日トラブルにならないよう協定で明確に定めておくこと。また、費用の額は、一定期間の定額を定めることも、連携内容ごとに1回あたり・1児童あたりの額を定める方法も可とする。
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替保育を利用することが事前に判明している場合（例：リフレッシュ休暇等による利用）は、協定で定めるところにより事前に連携施設側と相談すること。 ○ 代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。

(3) 卒園後の受け皿

家庭的保育事業等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、地域枠の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること（市条例第7条第3号関係）。

●具体的な内容・水準

項目	内容・水準
卒園後の受け皿	<p>連携施設において、連携する地域型保育事業の卒園児が、当該連携施設における継続児と同等に入所できる枠を確保する。なお、卒園児は年度ごとに変動することを踏まえ、協定書においては、次の内容を規定し円滑な運営に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域型保育事業者は毎年利用者の意向を確認したうえで、連携施設への入所を希望する人数を連携施設側に報告する ② 連携施設側は当該報告も踏まえ、地域型保育事業者と協議しながら次年度の入所可能人数を決定する

【5. 連携内容の確認（協定の締結に係る協定書の作成）について】

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容を記した協定書を必ず取り交わすこととし、地域型保育事業所は当該協定書の写し1部を協定締結後速やかにいわき市に提出するものとする。

いわき市は当該協定書写しの内容により、上記【4. 連携の内容等について】に定める(1)～(3)の連携内容がそれぞれ含まれているか確認する（保育所型事業所内保育事業は

(3)のみを確認)。※

(※この確認によって、給付費における連携施設を設定しない場合における減算調整の適用の是非が判断される。)

さらに、協定を交わした連携内容を担保するため、地域型保育事業者において別紙のような実績（実施）報告書を実施した月に作成したうえ、翌月10日までに連携施設に提出・確認を受けることとする。さらに、当該連携施設が確認した報告書の写しを当月中にいわき市に提出し、いわき市においても確認を行うこととする。

また、地域型保育事業者・連携施設・いわき市において、連携施設を設定していることについて、利用者への情報提供を行う。

【6. 経過措置の適用について】

地域型保育事業者は、平成32年3月31日までの間に限り、連携施設の確保・設定が困難である場合には、連携施設の確保をしないことができる（市条例附則第3項）。

このため、当該経過措置期間中は、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可を受けることができる。

ただし、給付費の支給にあたっては、基本分単価中に連携施設設定に係る給付分が当初から設定されているため、連携施設を設定できない間はその分が減額調整されることとなる。

また、当該経過措置適用中は、地域型保育事業の卒園後、引き続き保育の利用を希望する際は、利用調整を行ういわき市において、継続児と同等とみなすものとする。

【7. 連携施設以外への入園について】

連携施設が確保されている場合にあっても、利用者が引き続き保育の利用を希望し連携施設以外の施設への入所を希望する場合、利用調整を行ういわき市において、継続児と同等とみなすものとする。

(別紙)

平成 年 月 日提出

連携施設長 様

事業所住所

事業所種別

事業所名

代表者名

印

連携施設における連携（協定）内容実績（実施）報告書

このことについて次の通り報告します。

実施月	平成 年 月分	
日 付	内 容	特記事項

【連携施設確認欄】

上記の内容に相違ないことを確認しました。

平成 年 月 日

連携施設住所

連携施設名

連携施設長

印

※ この報告書は、連携施設間で実施した連携内容について、地域型保育事業者が作成し、実施の翌月10日までに連携施設に提出するために使用する。

※ 連携施設においては、上記内容に相違がないか確認する。

※ 連携施設の確認後、地域型保育事業者において、当月中に写しをいわき市（こどもみらい部こどもみらい課）に提出する。

記 載 例

(別紙)

平成●●年 ●月 ●日提出

連携施設長 様

事業所住所 いわき市○○××■▲-1
 事業所種別 小規模保育事業A型
 事業所名 ●●●保育園
 代表者名 ●● ▲▲ (印)

連携施設における連携（協定）内容実績（実施）報告書

このことについて次の通り報告します。

実施月	平成●●年 ●月分	
日 付	内 容	特記事項
●●日	・連携施設の行事に参加し集団保育を実施（参加乳幼児数 0歳：●人、1歳：●人、2歳：●人、合計○○人）	(○○会)
■▲日	・●●保育士1名の急病により、連携施設において代替保育を利用（利用乳幼児数 0歳：●人、1歳：●人、2歳：●人、合計○○人）	
▲▲日	・××保育士の研修会出席により、連携施設から代替職員（保育士）の派遣を受ける。	派遣職員数○人
××日	・利用乳幼児の保育内容等に関し、連携施設の保育士に相談し、指導助言を受ける。	(乳幼児名等)
○○日	・卒園後の受け皿として、2歳児○○人について連携施設と協議し、●●人の枠を決定	(乳幼児名等)

【連携施設確認欄】

上記の内容に相違ないことを確認しました。

平成●●年 ●月 ●日

連携施設住所 いわき市●●■▲×-2
 連携施設名 社会福祉法人 ××会 ●●保育園
 連携施設長 ■■ ●● (印)

※ この報告書は、連携施設間で実施した連携内容について、地域型保育事業者が作成し、実施の翌月10日までに連携施設に提出するために使用する。

※ 連携施設においては、上記内容に相違がないか確認する。

※ 連携施設の確認後、地域型保育事業者において、当月中に写しをいわき市（こどもみらい部こどもみらい課）に提出する。